

第4回岐阜県最低賃金専門部会議事録

令和6年8月5日（月）9:30～

岐阜合同庁舎5階共用第1会議室

平野賃金室長	<p>それでは定刻となりました。</p> <p>本日は御多用のところ、また、大変暑い中にもかかわらず、令和6年度第4回岐阜県最低賃金専門部会に御出席を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、公益側代表委員の栗山委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>栗山委員は岐阜県最低賃金専門部会の部会長ですので、本日は部会長代理の宮坂委員が代わって議事を進行いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としており、2名の方が傍聴されています。</p> <p>それでは宮坂部会長代理よろしくお願いたします。</p>
宮坂部会長代理	<p>ただ今から、令和6年度第4回岐阜県最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題1「岐阜県最低賃金の改正決定」についてです。</p> <p>まず、全国の結審状況につきまして事務局から報告をお願いいたします。</p>
安藤室長補佐	<p>大阪局が8月1日に結審しております。</p> <p>金額については、1,114円（50円の引上げ）となっております。目安額と同額の引上げです。以上です。</p>
宮坂部会長代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>前回専門部会におきまして、労使双方の主張は隔たりがあり、公益委員から時間額950円を51円引上げ、1,001円とする提案をさせていただきました。労使双方に持ち帰っ</p>

	<p>て再度、御検討いただくようお願いしたところでございます。</p> <p>それでは、公益委員案を御検討いただいた結果を公労、公使で個別にお伺いしたいと思えます。</p> <p>まずは、公労の二者協議から始めたいと思えます。</p> <p>では、事務局から連絡事項をお願いいたします。</p>
平野賃金室長	<p>それでは、公労の二者協議を行いますので、公労使各委員の皆様はそれぞれの控室で待機をお願いします。</p> <p>傍聴人の皆様に御案内申し上げます。公労使三者の審議が再開されるまでの間は傍聴席でお待ちいただきますようお願いいたします。</p>
(各側との個別協議)	
宮坂部会長代理	<p>それでは、公労使三者の審議を再開いたします。</p> <p>公益委員としては、個別に協議を行った結果を踏まえまして、「岐阜県最低賃金については、時間額 950 円を 51 円引上げ 1,001 円とする」公益見解を提案させていただきます。</p> <p>それでは、採決を行います。</p> <p>公益委員案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	(賛成：4名挙手)
宮坂部会長代理	公益委員案に反対の方は挙手をお願いいたします。
各委員	(反対：3名挙手)
宮坂部会長代理	<p>裁決の結果、部会長代理である私を除きまして、賛成4名、反対3名、賛成多数により、公益委員案を当専門部会の結論として本審に報告することとします。</p> <p>事務局で報告書の案を配布してください。</p>

事務局	(報告書案を配布)
宮坂部会長代理	事務局で報告書案を朗読して下さい。
安藤室長補佐	(報告書案を朗読)
宮坂部会長代理	今読み上げていただいた報告書案のとおりでよろしいでしょうか。
各側委員	異議なし。
宮坂部会長代理	<p>それでは、この報告書案を本審に報告することといたします。</p> <p>なお、公益側と使用者側との二者協議の際に使用者側委員から最低賃金の引上げに向けた支援策等の要望がありましたので、昨年度と同様に最低賃金法第 21 条に基づき審議会から岐阜労働局長に対し、「建議」を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>労働者側委員の皆様、御意見はありますでしょうか。</p>
栗本委員	異議ございません。
宮坂部会長代理	使用者側委員の皆様、御意見はありますでしょうか。
澤村委員	建議の方、よろしくお願いします。
宮坂部会長代理	それでは、御賛成をいただきましたので、報告書案と併せて本審に報告することといたします。
澤村委員	<p>御意見を述べさせていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>使用者側から申し述べさせていただきたいと思っております。</p> <p>今回の 51 円という金額については、使用者側としては受け入れ難く、反対の意思を表明させていただきました。</p> <p>使用者側の考えるところを少し述べさせていただきたいと思っております。</p>

	<p>昨今の消費者物価の上昇を受けまして、生計費の観点から一定程度の最低賃金の引上げは必要と考えております。最低賃金はセーフティネットとして赤字企業も含めて強制力を持って適用されるものでありますので、春闘の賃上げとは異なり、引上げ額には一定の限度があるべきと考えております。岐阜県は中小企業・小規模事業所が 99.9%と高く、その中小企業が地域経済を支えている県であり、経営体力が総じて都市圏に比べて強くないという実態を視野に入れた議論が必要であると考えております。</p> <p>今回中央審議会からは、目安として全国一律、非常に高い水準である 50 円が示されました。岐阜県ではさらに 1 円を上回る 51 円という水準が示されたことは、地域経済の実態や価格転嫁が進んでいない状況を踏まえますと、使用者サイドとしては強く反対の意思を表明させていただいたということを申し上げておきたいと思っております。</p> <p>最後に最低賃金を引上げる支援策、建議の方をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
宮坂部会長代理	<p>それでは次に議題 2 「その他」ですが、事務局から何かございますでしょうか。</p>
平野賃金室長	<p>予定している議題はありません。</p>
宮坂部会長代理	<p>それでは、これをもちまして閉会といたします。 ありがとうございました。</p>